

## 国指定文化財の指定等について

## 1 国の記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財の選択

文部科学省は、令和5年3月22日（水曜日）付け官報において、「<sup>おおやま</sup>大山こまの製作技術」（伊勢原市）について新たに国の記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財に選択する旨の告示を行いました。

この告示により、本県の国選択「記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財」は、累計で9件となります。

[令和5年3月22日官報告示]

## 大山こまの製作技術

文化財の所在地:伊勢原市

保護団体名:伊勢原市<sup>おおやま</sup>大山こま製作技術保存会

文化財の概要

## ・ 選択の趣旨

日本の各地に伝承される郷土玩具や民芸品などの木工品の製作には、<sup>きじし</sup>木地師の技術を継承している例が少なくない。大山こまの製作技術もその一つで、大山信仰と結びつくことで発達し、<sup>みくろ</sup>轆轤を用いて木工品を製作する木地師の技術を伝えている。美しく正確に回る形状の削り出しや軸となる芯棒の調整などの工程は特に熟練の技術が必要とされ、地域的特色が顕著であり、我が国における挽き物や木工品製作の技術を理解する上で重要である。

## ・ 文化財の説明

本件は、神奈川県伊勢原市の大山に伝承される、木製玩具の「こま」を製作する技術である。大山こまは、近世中期から盛んとなる大山詣りの土産物として知られ、家内安全や商売繁盛の縁起物として参詣者に買い求められてきた。ミズキを原材料として作られ、芯棒が太く、全体に丸みを帯びた重厚な形が特徴である。その製作技術は、轆轤の回転を利用して部材の成形や彩色をする木地師の技術を伝えているが、生業の変化等によって技術の伝承が難しくなっており、また、伝承者の高齢化も進んでいることから、早急な記録の作成を必要とするものである。



## 2 国指定史跡の追加指定

文部科学省は、令和5年3月20日（月曜日）付け官報において、国指定史跡「<sup>しもてらおかんがいせきぐん</sup>下寺尾官衙遺跡群」、<sup>しもてらおにしきたいせき</sup>「下寺尾西方遺跡」（茅ヶ崎市）について指定地の範囲を追加する旨の告示を行いました。

なお、現在の本県の国指定「史跡名勝天然記念物」は累計で73件（史跡60件、史跡及び天然記念物1件、名勝4件、名勝及び史跡2件、天然記念物6件）となります。

### [令和5年3月20日官報告示]

#### <sup>しもてらおかんがいせきぐん</sup>下寺尾官衙遺跡群（※追加指定）

所在地 茅ヶ崎市下寺尾字西方 549 番 2 ほか 84 筆等（既指定地）

茅ヶ崎市下寺尾字西方 351 番ほか 1 筆（追加指定地）

指定面積 60,301.01 m<sup>2</sup>（うち今回追加分 1,041.00 m<sup>2</sup>）

概要 神奈川県東部に所在する<sup>さがみのくにたかくらぐうけ</sup>相模国高座郡家と考えられる<sup>せいちょう しょうそう</sup>官衙遺跡群。正庁・正倉は7世紀末から8世紀中葉まで2期にわたって変遷し、その南西部には<sup>しちどうがらんあと</sup>下寺尾廃寺跡（七堂伽藍跡）と呼ばれる<sup>ぐんでは</sup>郡寺が所在している。今回、条件の整った部分（<sup>しもてらおにしきたいせき</sup>下寺尾西方遺跡と重なる同地点）を追加指定する。

#### <sup>しもてらおにしきたいせき</sup>下寺尾西方遺跡（※追加指定）

所在地 茅ヶ崎市下寺尾字西方 341 番 1 ほか 51 筆等（既指定地）

茅ヶ崎市下寺尾字西方 351 番ほか 1 筆（追加指定地）

指定面積 49,754.90 m<sup>2</sup>（うち今回追加分 1,041.00 m<sup>2</sup>）

概要 本遺跡は、弥生時代中期後半の宮ノ台式期に営まれた<sup>かんごう</sup>環濠集落跡で、拡張された段階では、南関東最大級の規模となる。その成立から解体までの過程を知ることができる点で重要であり、集落がほぼ完存する稀有な事例でもある。石器と鉄器が出土し、南関東における鉄器化の実態を知ることができる。南関東における弥生時代中期後半の社会を知るうえで重要な遺跡である。今回、条件の整った部分（<sup>しもてらおかんがいせきぐん</sup>下寺尾官衙遺跡群と重なる同地点）を追加指定する。

## 3 国登録有形文化財（建造物）の新規登録（告示）

文部科学省は、令和5年2月27日（月曜日）付け官報において、「<sup>ほん だ け じゅうたく きゅうなかがわけじゅうたく</sup>本多家住宅（旧中上川家住宅）<sup>おもや</sup>主屋」（鎌倉市）ほか4件（計3箇所）を登録有形文化財（建造物）に登録する旨の告示を行いました。

この告示により、本県の国登録有形文化財（建造物）は累計で307件（159箇所）になります。

[令和5年2月27日告示]

**本多家住宅（旧中上川家住宅）主屋**

**本多家住宅（旧山本家住宅）門及び塀**

所在地 鎌倉市小町

所有者 個人

建築年代 主屋：昭和4年／同前期・同29年頃改修

門及び塀：昭和29年／平成10年改修

数量 2件（1箇所）

特徴等 鎌倉市小町の滑川西岸に位置する近代和風住宅。

主屋は二階建入母屋造棧瓦葺、南西に平屋建の離れを付して全体にL字を呈する。北面中央を玄関とし、内部は中廊下を通して和洋室を配し、二階南面にガラス屋根のサンルームを付す。鎌倉の旧別荘地に残る良質な住宅。

門及び塀は敷地北面に位置する。設計は狩野春一。門は親柱の前後に控え柱を建てて棟木と母屋を受け、屋根は切妻造棧瓦葺。間口は二分し、一方を両開戸、もう一方を潜戸とする。塀は真壁造とし壁は漆喰仕上げで腰は縦板張。屋敷の表を整える洗練された門と塀。

基準 主屋：登録有形文化財登録基準2号該当（造形の規範となっているもの）

門及び塀：登録有形文化財登録基準1号該当（国土の歴史的景観に寄与しているもの）

**松永記念館無住庵**

所在地 小田原市板橋

所有者 小田原市

建築年代 昭和30年頃／同50年頃・令和2年移築

数量 1件（1箇所）

特徴等 小田原城西方の松永記念館内に移築した実業家松永安左エ門（耳庵）の茶室。入母屋造茅葺型銅板葺で、間取りは東半に土間と板間、西半に茶席と水屋を配し、上部は小屋裏を現す。

茶席北東隅に長炉を設け、西南に躡口を開ける。民家古材を用いた数寄者の茶室。

基準 登録有形文化財登録基準2号該当（造形の規範となっているもの）

**山口蓬春記念館（旧山口蓬春邸）主屋**

**山口蓬春記念館（旧山口蓬春邸）画室**

所在地 三浦郡葉山町一色

所有者 公益財団法人J R東海生涯学習財団

建築年代 主屋：大正前期／昭和32年・同40年増築、平成3年・同25年改修

画室：昭和28年

数量 2件（1箇所）

特徴等 一色海岸北の丘陵に位置する日本画家の自邸。

主屋は寄棟造棧瓦葺の東西棟平屋建、南東隅を二階建とし、南と東に張り出す増築の茶の間棟・風呂棟は吉田五十八の設計。繊細な建具や床の納まりで和室とベランダの連続性を実現する吉田らしさを加味した近代和風住宅。

画室は主屋西に位置する。設計は吉田五十八。切妻造<sup>むくりやね</sup>棧瓦葺<sup>ひきし</sup>の起屋根で周囲に銅板<sup>ひきし</sup>庇<sup>ひきし</sup>を付す。室内は大壁とし細かな線を排除し、床を一段下げた南のベランダ境には天井高いっぱい<sup>ひきし</sup>の引込み障子を建てる。蓬春と大学同窓の吉田五十八との共作による近代数寄屋<sup>すきや</sup>の画室。

基 準 登録有形文化財登録基準2号該当（造形の規範となっているもの）

#### 4 国登録有形文化財（建造物）の新規登録（答申）

国の文化審議会（会長：佐藤 信）は、令和5年3月17日（金曜日）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、「<sup>そうじじかりしんでん</sup>総持寺仮真殿」（横浜市）ほか6件（計5箇所）を登録有形文化財（建造物）に登録するよう文部科学大臣に対して答申しました。

今回の答申のとおり告示されると、本県の国登録有形文化財（建造物）は累計で314件（164箇所）になります。

[令和5年3月17日答申]

<sup>そうじじかりしんでん</sup>  
総持寺仮真殿

<sup>そうじじこしょうくつわたりろうか</sup>  
総持寺虎嘯窟渡廊下

所 在 地 <sup>つるみくつるみ</sup> 横浜市鶴見区鶴見

所 有 者 宗教法人大本山<sup>そうじじ</sup>総持寺

建築年代 仮真殿：明治44年

<sup>こしょうくつわたりろうか</sup>  
虎嘯窟渡廊下：明治44年頃

数 量 2件（1箇所）

特 徴 等 仮真殿は能登から鶴見への本山移転に際し<sup>しんはい</sup>御真牌を祀った開山堂で、現在は位牌堂<sup>いりもや</sup>。入母屋<sup>いりもや</sup>造平入<sup>へいりや</sup>棧瓦葺<sup>ひきし</sup>、正面側に<sup>きりづま</sup>切妻造相の間を設け、<sup>ぎぼしこうらん</sup>疑宝珠高欄付階段とその両側の廊下で信徒<sup>しんたい</sup>位牌堂と繋がる独特な構成。内部は一室で<sup>ごうてんじょう</sup>格天井と位牌壇を備え、背面で<sup>じょうしょうでん</sup>納骨堂の常照殿と繋がる。

<sup>こしょうくつわたりろうか</sup> 虎嘯窟渡廊下は<sup>ほうこうどう</sup>放光堂と<sup>こしょうくつ</sup>虎嘯窟を<sup>かねお</sup>矩折に繋ぐ渡廊下。<sup>きりづまづくりさんがわらぶき</sup>切妻造棧瓦葺<sup>ふなひじき</sup>、<sup>しんかべづくり</sup>組物舟肘木、<sup>こしいたぼり</sup>真壁造格子窓腰板張とする。<sup>こしょうくつ</sup>虎嘯窟側に<sup>ふきお</sup>玄関を<sup>ほうこうどう</sup>屋根葺下ろしで設け、<sup>こしょうくつ</sup>放光堂寄り二間を二重<sup>こうりょうかえるまた</sup>虹梁<sup>たいこぼし</sup> 藁<sup>たいこぼし</sup> 股として屋根を切上げ、床組み太鼓橋状にして床下を通路とする。貫首が使用した造りの良い渡廊下。

基 準 登録有形文化財登録基準2号該当（造形の規範となっているもの）



総持寺仮真殿



総持寺虎嘯窟渡廊下

かわいけじゅうたく きゅうよこはましえいがいこくじんじゅうたく おもや  
**河合家住宅（旧横浜市営外国人住宅）主屋**

所在地 横浜市なかくやまてちょう中区山手町

所有者 個人

建築年代 昭和4年／同39年頃・平成26年改修

数量 1件（1箇所）

特徴等 旧山手居留地の南部丘陵に所在する洋風住宅で、関東大震災後に横浜市が建築した外国人住宅。切妻造平屋建、角屋部分半切妻造。柱頭飾り付円柱の玄関ポーチが特徴的。内部は居間中心の平面で、居間と食堂に暖炉を備える。震災復興の公営外国人住宅として貴重。

基準 登録有形文化財登録基準2号該当（造形の規範となっているもの）



河合家住宅（旧横浜市営外国人住宅）主屋

なかじまけじゅうたく きゅう てい おもや  
**中嶋家住宅（旧ピゴット邸）主屋**

所在地 横浜市なかくやまてちょう中区山手町

所有者 個人

建築年代 大正14年／昭和55年・平成6年改修

数量 1件（1箇所）

特徴等 旧山手居留地に建つ大きな切妻屋根と太い円柱の玄関ポーチが特徴の洋館。内部はベイウィンドウ付食堂を中心に諸室を配置、応接間と食堂、居間に暖炉を置く。二階は屋根裏部屋の個室を設け、元は南面をサンルームとした。震災後の外国人住宅として貴重。

基準 登録有形文化財登録基準2号該当（造形の規範となっているもの）



中嶋家住宅（旧ピゴット邸）主屋



えびなしおんこかん きゅうえびなむらやくば  
**海老名市温故館（旧海老名村役場）**

所在地 海老名市こくぶみなみ国分南

所有者 海老名市

建築年代 大正7年／昭和26年増築、同57年改修、平成22年移築

数量 1件（1箇所）

特徴等 相模国分寺跡さがみこくぶんじあとに近接する木造洋風の庁舎建築。二階建寄棟造よせむねづくり棧瓦葺さんがわらぶきで、東に切妻造きりづまづくりの玄関ポーチを付し、北に寄棟造よせむねづくりを増築する。外壁は下見板張したみいたばりで、内部一階は三室で北に階段を配し、二階は一室とする。玄関ポーチの柱頭ちゅうとうや破風板はふいたの装飾が特徴的な村役場の建物。

基準 登録有形文化財登録基準1号該当（国土の歴史的景観に寄与しているもの）



海老名市温故館（旧海老名村役場）

きゅうひろたいいんおもや  
**旧広田医院主屋**

きゅうひろたいいんもんちゅうへい  
**旧広田医院門柱及び塀**

所在地 高座郡寒川町一之宮いちのみや

所有者 個人

建築年代 主屋：大正15年／昭和4年増築、同21年改修、同30年代増築

門柱及び塀：昭和4年／平成30年改修

数量 2件（1箇所）

特徴等 主屋は大山街道沿いの旧家の洋館付和風住宅。平屋建和館部は田の字型間取りで伝統的。二階建洋館は外壁を下見板張したみいたばり、一階に医院諸室を配し、X線室は大壁漆喰仕上おおかべしっくいしあげ。二階は床構え付10畳座敷に巡らした縁廊下に上下窓を開く。地域の医院として親しまれた佇まい。

門柱及び塀は大山街道に開くコンクリート造門柱と塀基礎部分。門柱は太い角柱で、上部兜巾型で江戸切仕上の元は門扉付。袖柱を塀端部に立てて袖塀で塞ぎ、潜戸口くぐりどを設ける。塀基礎は切石風モルタル仕上、元は板塀を載せた。医院表構えに相応しく重厚で歴史的景観を形成。

基準 登録有形文化財登録基準1号該当（国土の歴史的景観に寄与しているもの）



旧広田医院主屋



旧広田医院門柱及び塀